

青森県報

第二千五百九十七号

平成十八年
三月一日
(水曜日)

目次

規 則

青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター規則の一部を改正する規則……………(自然保護課) ……一

告 示

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一

身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……二

技能検定試験の施行……………(労政・能力開発課) ……二

道路の区域の変更……………(道路課) ……三

道路の供用の開始……………(同) ……四

車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定……………(同) ……五

車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路の指定……………(同) ……五

建設業者の許可の取消し……………(青森県土整備事務所) ……六

右 同……………(五所川原県土整備事務所) ……六

右 同……………(陸奥国土整備事務所) ……六

出先機関……………(西北地方農林水産事務所) ……六

公安委員会

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催……………(生活環境課) ……七

規 則

青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター規則の一部を改正する規則

青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター規則(平成十七年四月青森県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「十二月二十九日」を「十二月一日」に、「二月三日」を「三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第四百四十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	東洋シルバーサービス株式会社	主たる事務所の所在地	青森市中佃三丁目七の二三	居宅介護支援事業を行う事業所	東洋シルバーサービス居宅介護支援センター	所在地	青森市中佃三丁目七の二三	年月日	平成 六・三
-------------	----------------	------------	--------------	----------------	----------------------	-----	--------------	-----	-----------

青森県告示第百四十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成十八年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定年月日	所在地	
				名称	所在地
山本 洋平	五所川原市立西北中央病院	整形外科（肢体不自由）	平成 六・三	五所川原市立町四一	五所川原市木屋町四一
都谷森 弘	公立金木病院	内科（心臓機能障害、呼吸器機能障害、じん臓機能障害）	〃	五所川原市金木町菅原一九	〃
上打田内 雅敏	外ヶ浜町国民健康保険外ヶ浜中央病院	整形外科（肢体不自由）	平成 六・三	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四二	〃

青森県告示第百四十四号

平成十八年度前期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成十八年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 一級及び二級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（型彫り放電加工作業、数値制御型彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御盤作業、マシニングセンタ作業）、建築板金（内外装板金作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立作業）、内装仕上げ施工

(プラスチック系床仕上げ工事作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

3 単一等級

塗料調色(調色作業)

二 実施期日

1 実技試験は、平成十八年六月十二日(月)から同年九月十日(日)までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成十八年七月三十日(日)に実施する職種

三級

園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、フラワー装飾

(二) 平成十八年八月二十日(日)に実施する職種

一級及び二級

造園、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装

(三) 平成十八年八月二十七日(日)に実施する職種

一級及び二級

機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ

(四) 平成十八年九月三日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾

(2) 単一等級

塗料調色

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。

青森市 弘前市 十和田市

四 受検申請書の提出期限

平成十八年四月四日(火)から同月十四日(金)まで

五 その他検定に關し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会にて配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一
青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七 七三四 九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八

五五六一)へ問い合わせること。

~~~~~

青森県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年三月三十一日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

|    |      |       |         |                                           |                        |                        |            |            |    |
|----|------|-------|---------|-------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------|------------|----|
| 1  | 図面番号 | 道路の種類 | 路線名     | 変更の区間                                     | 変更の前後別                 |                        | 敷地の幅員      | 敷地の延長      | 備考 |
|    | 前    |       |         |                                           | 後                      |                        |            |            |    |
| 県道 |      |       | 田子十和田湖線 | 三戸郡田子町大字田子字滝ノ又一四の九から三戸郡田子町大字田子字滝ノ又一四の二二まで | 一六・〇〇メートルから一六・〇〇メートルまで | 三四・〇〇メートルから三九・〇〇メートルまで | 二八三・〇〇メートル | 二八三・〇〇メートル |    |

青森県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり

| 6                                        |              | 5                                      |              | 4                                         |             | 3                                          |              | 2                                            |              |
|------------------------------------------|--------------|----------------------------------------|--------------|-------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------|--------------|----------------------------------------------|--------------|
| 県道                                       |              | 県道                                     |              | 県道                                        |             | 国道                                         |              | 国道                                           |              |
| 八戸大野線                                    |              | 橋向五戸線                                  |              | 名川階上線                                     |             | 四五四号                                       |              | 一〇四号                                         |              |
| 三戸郡階上町大字田代字横窪一の一から<br>三戸郡階上町大字田代字穴窪一の一まで |              | 八戸市大字十日市字天摩二〇の二から<br>八戸市大字十日市字天摩一一の一まで |              | 三戸郡階上町大字平内字西二〇の一から<br>三戸郡階上町大字平内字中屋敷二の一まで |             | 三戸郡新郷村大字戸来字馬場谷地五一の八から<br>三戸郡新郷村大字戸来字赤田九一まで |              | 三戸郡田子町大字田子字矢田郎一の一から<br>三戸郡田子町大字田子字矢田郎一〇八の一まで |              |
| 後                                        | 前            | 後                                      | 前            | 後                                         | 前           | 後                                          | 前            | 後                                            | 前            |
| 九三・〇〇メートルから                              | 八・〇〇メートルまで   | 一〇五・五〇メートルから                           | 一・五・五〇メートルまで | 二一三・〇〇メートルから                              | 二一・〇〇メートルまで | 二四一・〇〇メートルから                               | 二・四・〇〇メートルまで | 二五八・〇〇メートルから                                 | 二・三・〇〇メートルまで |
| 一、七二〇・〇〇メートル                             | 一、七二七・五四メートル | 一、七二七・五四メートル                           | 八九五・〇〇メートル   | 二七〇・〇〇メートル                                | 二七〇・〇〇メートル  | 七二〇・〇〇メートル                                 | 七二〇・〇〇メートル   | 八三二・〇〇メートル                                   | 四〇・〇〇メートル    |

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年三月三十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。



建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 福井工務店株式会社
- 二 代表者の氏名 福井 壽志
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字金浜字伊吹二二八の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一一四一〇号
- 五 取消年月日 平成十八年二月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十八年二月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社舛甚建設
- 二 代表者の氏名 舛甚 二俊
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町嘉瀬萩元二二二の一
- 四 許可番号 青森県知事認可（特 一一）第一〇七五四号
- 五 取消年月日 平成十八年二月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年一月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

平成十八年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 一 商号又は名称 株式会社岩谷工務所
- 二 代表者の氏名 岩谷 義弘
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原一三二の六五
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一四）第五一九六号
- 五 取消年月日 平成十八年二月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築 管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十八年二月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十八年三月一日



西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

|                                       |               |                      |
|---------------------------------------|---------------|----------------------|
| 土地改良事業の名称<br>十七年災農業用施設災害復旧事業<br>一〇一〇一 | 事業を行う者<br>深浦町 | 工事完了年月日<br>平成一八・一・一五 |
|---------------------------------------|---------------|----------------------|

### 公安委員会

青森県公安委員会告示第二十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第五条の八第二項の規定により公表する。

平成十八年三月一日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

#### 一 講習会の日時及び場所

| 開 催 日 時                                                                                  | 講 習 場 所                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 年月日<br>平成十八年<br>五月十九日<br>受付時間<br>午前八時三十分<br>から午前八時五<br>十五分まで<br>講習時間<br>午前九時から午<br>後三時まで | 八戸市城下一丁目二六の二<br>五<br>八戸警察署 |
| 年月日<br>六月四日<br>受付時間<br>午前九時から午<br>前九時二十五分<br>まで<br>講習時間<br>午前九時三十分<br>から午後三時三<br>十分まで    | 青森市中央三丁目一七の一<br>アピオあおもり    |
| 年月日<br>七月十三日<br>受付時間<br>午前八時三十分<br>から午前八時五<br>十五分まで<br>講習時間<br>午前九時から午<br>後三時まで          | 十和田市西六番町一の一<br>十和田警察署      |

|        |   |   |                             |
|--------|---|---|-----------------------------|
| 九月二十九日 | " | " | 五所川原市字栄町六の一<br>五所川原警察署      |
| 十一月十五日 | " | " | 弘前市大字八幡町三丁目三<br>の二<br>弘前警察署 |

#### 二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

#### 三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

#### 四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地在を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

#### 五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを審査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第二十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃若しくは空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第五条の八第二項の規定により公表する。

平成十八年三月一日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

#### 一 講習会の日時及び場所

| 年月日        | 受付時間               | 講習時間         | 講習場所                     | 開 催 日 時 |                    |              |                          |
|------------|--------------------|--------------|--------------------------|---------|--------------------|--------------|--------------------------|
|            |                    |              |                          | 年月日     | 受付時間               | 講習時間         |                          |
| 平成十八年四月十四日 | 午後零時三十分から午後零時五十分まで | 午後一時から午後四時まで | 八戸市城下一丁目一六の二 八戸警察署       | 四月二十七日  | 午前八時三十分から午前八時五十分まで | 午前九時から正午まで   | 青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部      |
| 五月十日       | 午後零時三十分から午後零時五十分まで | 午後一時から午後四時まで | 十和田市西六番町一の一 十和田警察署       | 五月十五日   | 午後零時三十分から午後零時五十分まで | 午後一時から午後四時まで | むつ市中央一丁目三の三三 むつ警察署       |
| 五月二十六日     | "                  | "            | 弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署     | 六月十三日   | "                  | "            | 八戸市城下一丁目一六の二 八戸警察署       |
| 六月十五日      | "                  | "            | 黒石市北美町二丁目四七の一 黒石警察署      | 六月二十三日  | "                  | "            | 五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署      |
| 七月二日       | "                  | "            | 青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり     | 七月十一日   | "                  | "            | 三戸郡五戸町字下モ沢向一三の六 五戸警察署    |
| 七月二十八日     | "                  | "            | 三戸郡三戸町大字同心町字金堀五九の二 三戸警察署 | 八月十一日   | "                  | "            | 三戸郡三戸町大字同心町字金堀五九の二 三戸警察署 |
| 八月二十一日     | "                  | "            | 上北郡七戸町字大沢五七の四九 七戸警察署     | 九月一日    | "                  | "            | 弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署     |

|        |                    |              |                          |            |                    |            |                       |
|--------|--------------------|--------------|--------------------------|------------|--------------------|------------|-----------------------|
| 九月十五日  | "                  | "            | 八戸市城下一丁目一六の二 八戸警察署       | 十月五日       | "                  | "          | 西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町二七 鰯ヶ沢警察署 |
| 十月十二日  | "                  | "            | 三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署       | 十月十八日      | "                  | "          | 黒石市北美町二丁目四七の一 黒石警察署   |
| 十月二十七日 | "                  | "            | 三戸郡三戸町大字同心町字金堀五九の二 三戸警察署 | 十一月十日      | "                  | "          | 弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署  |
| 十一月十六日 | "                  | "            | むつ市中央一丁目三の三三 むつ警察署       | 十一月二十四日    | "                  | "          | 八戸市城下一丁目一六の二 八戸警察署    |
| 十二月五日  | "                  | "            | 十和田市西六番町一の四一 十和田警察署      | 平成十九年一月十九日 | 午前八時三十分から午前八時五十分まで | 午前九時から正午まで | 青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部   |
| 一月二十六日 | 午後零時三十分から午後零時五十分まで | 午後一時から午後四時まで | 上北郡野辺地町字新町裏一の一 野辺地警察署    | 二月八日       | "                  | "          | 三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署    |
| 二月十六日  | "                  | "            | 五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署      | 三月二日       | "                  | "          | 弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署  |



二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭